

「厚生年金保険に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」(抜粋)

〔平成18年9月 総務省行政評価局〕

1 適用促進業務の効果的かつ効率的実施の推進

(1) 適用漏れ事業所の把握の効率的かつ的確な実施

【所見】

したがって、厚生労働省は、厚生年金保険の適用漏れ事業所の把握に係る業務を効率的かつ的確に実施する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 厚生年金保険と雇用保険の適用事業所情報の突合したデータを、社会保険事務所において常時効率的に活用できる電算システムを構築すること。
- ② 電子データによる登記情報の提供を法務省に要請するとともに、当該電子データを社会保険事務所において常時活用することができるようにするための電算システムの構築を行うこと。

(2) 適用漏れ事業所に対する適用の促進及び的確な職権適用の実施

【所見】

したがって、厚生労働省は、厚生年金保険の適用漏れ事業所に対する適用促進業務を効果的・効率的に実施する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 社会保険事務局ごとに、適用に結び付ける事業所数の数値目標を設定するとともに、それを達成するための具体的な対策等を内容とする行動計画を作成し、これに基づき、呼出し、戸別訪問、立入検査及び職権適用の取組を強化するよう、社会保険事務局に指示すること。また、その指示に係る社会保険事務局の業務の実施状況を適切に管理すること。
- ② 文書又は巡回説明による加入指導については、効率的な実施を確保するよう、その実施方法を見直し、適用率を向上させること。
- ③ 呼出し又は戸別訪問から立入検査及び職権適用に至る実施手順や判断基準を明確にすること。

(3) 適用業務に係る業務管理の改善等

【所見】

したがって、厚生労働省は、厚生年金保険の適用業務を効果的・効率的に実施する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 適用漏れ事業所の把握から加入指導、立入検査及び職権適用までの適用促進業務の的確な実施を確保するため、業務管理に必要な記録を管理する全国統一的な電算システムを構築すること。
- ② 複数の事業所を有する法人等の一括適用については、事業主の協力を得て、事業所ごとの適用から一括適用への切替えを推進すること。

(4) 適用漏れ被保険者の的確な把握の推進等

【所見】

したがって、厚生労働省は、適用事業所に対する被保険者の資格得喪関係又は賞与支払関係の適正な届出の徹底、被用者からの適用漏れに関する相談等の受付・処理体制を整備する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 被保険者の資格取得の届出漏れの是正指導に応じない適用事業所に対する職権適用の手続を明確に定め、社会保険事務局に対して、それに基づき適用事業所に対する是正指導及びその後の職権適用を行うよう指示すること。
- ② 被用者からの適用漏れ被保険者に関する相談等については、
 - i) 受付から処理に至る事務に関する手順を定め、社会保険事務局に対して、それに基づき、相談等の受付及び適切な事案処理を行うよう指示すること。
また、その指示に係る社会保険事務局の業務の実施状況を適切に管理すること。
 - ii) 相談等を受け付けることについての広報を行うこと。
- ③ 社会保険事務局に対して、賞与支払時期ごとに賞与支払届の提出の励行状況に係る集中的な調査等を実施するよう指示すること。

2 徴収業務に係る取組の強化、債権管理の適正化

【所見】

したがって、厚生労働省は、厚生年金保険料の収納率の一層の向上及び債権を適正に管理する観点から、次の措置を講じる必要がある。

- ① 収納率が低い社会保険事務局に対しては、中長期的な収納率の数値目標を設定するとともに、それを達成するための具体的対策等を内容とする行動計画を作成し、これに基づき徴収対策の取組を強化するよう指示すること。また、その指示に係る社会保険事務局の業務の実施状況を適切に管理すること。
- ② 滞納事業所に対する滞納処分を適切に行った上で、不納欠損処理を行うよう、社会保険事務局に対する指示を徹底すること。また、その指示に係る社会保険事務局の業務の実施状況を適切に管理すること。
- ③ 現行の滞納整理に係る債権管理システムを改善し、滞納事業所に対する滞納整理事務の進ちよく状況を適切に管理できるシステムを構築すること。